

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和2年11月20日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2000227号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2000071号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

年金事務所から連絡があり、平成22年の7月に支給された賞与が年金記録に反映されていないことを知った。請求期間に係る給与支給明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与支給明細書及び預金通帳、事業主から提出された支給控除項目一覧表、B企業年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与支払届並びに企業年金連合会及びC健康保険組合から提出された請求者の賞与に係る記録により、請求期間においてA社から請求者に19万9,724円の賞与が支給されていたことが認められる。

一方、請求期間当時の賞与の届出について、i) A社は、複写式で一体型様式の賞与支払届をC健康保険組合へ提出し、D厚生年金基金(現在は、B企業年金基金)及び年金事務所に対しては同健康保険組合から回送する形で提出していた旨回答していること、ii) B企業年金基金は、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用していた旨回答していること、iii) C健康保険組合は、同組合に提出された複写式で一体型様式の賞与支払届を年金事務所へ回送していた旨回答していることのほか、企業年金連合会及びC健康保険組合に請求者の請求期間に係る賞与の記録が確認できることから判断すると、A社は、請求期間に係る賞与の届出について、D厚生年金基金、C健康保険組合及び年金事務所に対して、複写式で一体型様式の賞与支払届を使用し、C健康保険組合を経由して請求期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出したことが推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社は、請求期間

の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し提出したものと認められることから、請求期間の標準賞与額を19万9,000円に訂正することが必要である。